平成２７年（フ）第２０号
山形県鶴岡市新形町８番33―16号
債務者　佐藤かおる
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第２４号
山形県鶴岡市上藤島字備中下50番地57
債務者　日向　和彦
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第４０号
新潟県阿賀野市山倉325番地６、前住所新潟県阿賀野市百津町10番21号
債務者　遠藤　卓馬
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５２号
新潟県新発田市大栄町５丁目８番10号
債務者　椎野　礼子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８３号
香川県高松市高松町150番地４
債務者　植田　弘實
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０８号
香川県高松市鶴市町321番地１　クレセントコート202
債務者　中小路善幸
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１５号
香川県木田郡三木町大字鹿伏677番地１
ラ・フォーレ三木Ｂ―101
債務者　藤本　尚勇
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２号
香川県坂出市福江町１丁目１番９号笠山コーポ201号
債務者　植田　隆三
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０５号
沖縄県那覇市松山１丁目８番６号
債務者　大城　玲子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１５１号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷137番地
Ｆ・Ｃ板良敷コーポ503
債務者　眞保　一也
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１０号
長崎県長崎市住吉台町２番７号　ピュア住吉台201号室、旧住所長崎県諫早市真崎町1707番地１
債務者　丸本日登美（旧姓**徳**川）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８７号
神奈川県大和市南林間３丁目７番６号　コーポサトウ201
債務者　久保　　薫
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０７号
神奈川県大和市上草柳９丁目９番６号　県営鶴間タウンハウス901
債務者　實沢　幸男
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４４号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目17番20号　アンファンゲンさがみ野202
債務者　西野　幸江
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５３号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ６棟107号
債務者　肥留間まゆみ
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０８号
大阪市東成区大今里２丁目15番20号、前住所堺市中区福田325番地34
債務者　伊藤　竜也
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部